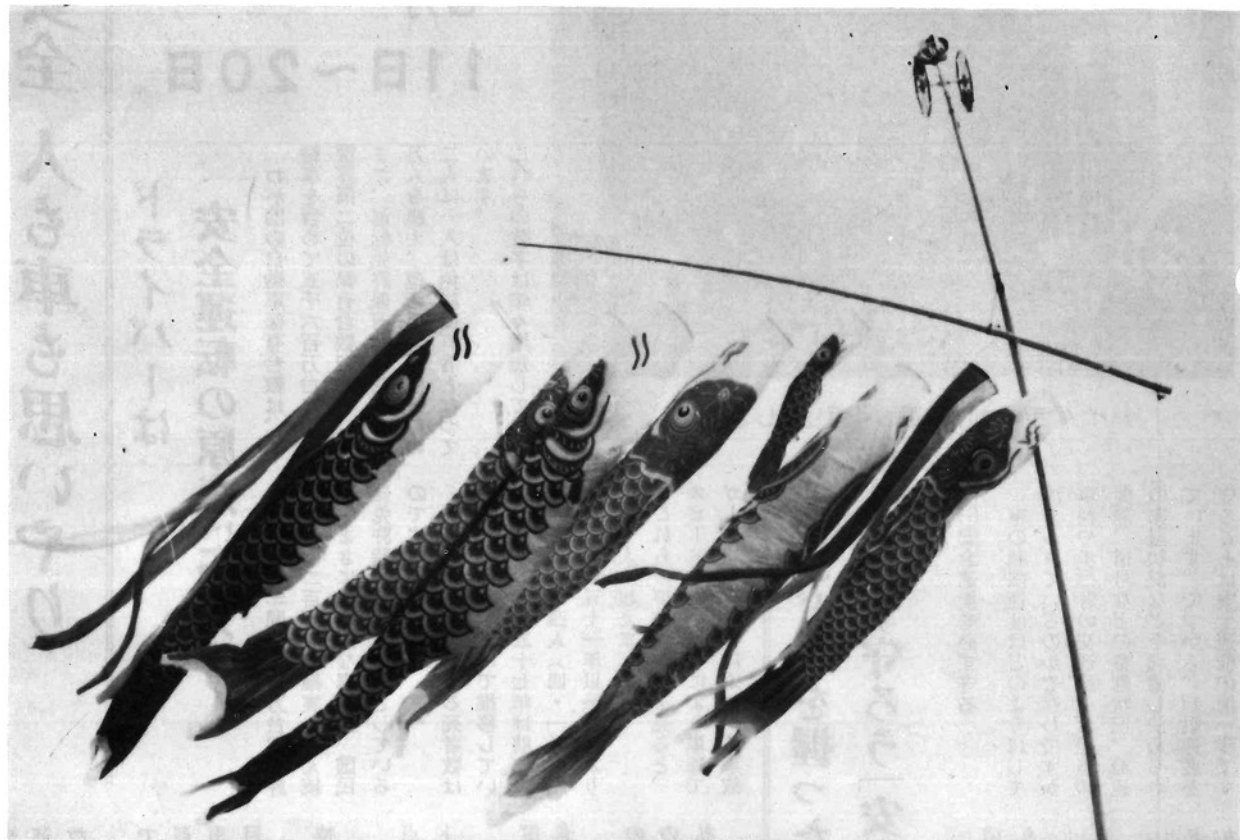




五月晴れのもと 空高く泳ぐこいのぼり

今月の主な行事

- | | |
|---|----------------------------|
| 3日 憲法記念日 | 26日 生ワク投与 (13:30~14:00 中公) |
| 5日 子供の日 | 生後3ヶ月~18ヶ月 (最高48ヶ月) 27日迄 |
| 8日 昭和58年度門川町母子福祉協議会定期総会
(10~町老人福祉館) | 27日 農業委員会 (9~15:00 三階会議室) |
| 9日 血圧測定日 (9:00~11:00 役場当直室) | 30日 乳児検診 (13:00~14:00 中公) |
| 10日 地婦協定例会 (19:30~ 中公) | S57、4、1~S58、2、28まで出生の乳児 |
| 12日 新生活学校 (10:00~ 中公) | 31日迄 |
| 15日 昭和58年度門川町身体障害者福祉協議会定期総会
(10:00~ 中央公民館) | |
| 18日 計量器定期検査 (14:30~15:30 日向農協西門川支所) | |
| " (9:00~14:00 門川町役場) | |
| 20日 献血 (宮崎絨氈 10~11:30 日向病院 13:30~15:00) | |
| 21日 青年団町内研修会 (コミュニティセンター 19:30~ ㊟) | |
| 22日 " (" 17:00迄) | |
| 23日 昭和58年度畜犬登録及び第1回狂犬病予防注射
(別紙日程表添付) 27日迄 | |
| 24日 乳児検診 (13:00~14:00 中公) | |
| S57、4、1~S58、2、28まで出生の乳児) | |

4月1日現在人口

世帯数	男	女	計
5,313	8,955	9,763	18,718
(5,311)	(8,986)	(9,792)	(18,778)

※昭和五十八年度に入り、死亡事故等重大事故をはじめ、発生件数、傷者とも著しい増加の傾向にあります。

日向署管内の死亡事故の原因別では、飲酒運転二件、わき見運転二件で、夜間の発生率が極めて高い

(S58年4月12日現在)			
	発生件数	死者	傷者
県下	919 (+122)	32 (+10)	1,099 (+113)
日向管内	92 (+20)	4 (+1)	110 (+18)

宮崎県内における交通事故発生状況

「飲むなら乗るな・乗るなら飲むな」

の鉄則をドライバー一人一人が自覚しましょう。

ライバーは一時停止をして、道を譲らなければなりません。

④飲酒運転は絶対しない

「ちよつと飲んだだけだから」という勝手な自己判断はドライバーにとって厳禁です。お酒を飲むと判断力が鈍り、危険を危険とも思わなくなります。

状況です。

ドライバーの皆さん、基本的マナーをしつかりと守って、門川町内からこれ以上死亡事故を発生させないよう、地域ぐるみ、職場ぐ

交通安全年間スローガン

(運転者向け)

❖思いやり ゆずる心で 防ぐ事故

(歩行者・自転車乗用者向け)

❖たしかめて渡るあなたが 子の手本

(子ども向け)

❖急いでも きちんと見ます みぎひだり

昭和58年度

畜犬登録及び第一回の狂犬病予防注射実施について



犬は正しく飼いましょう

本年度畜犬登録及び第一回目の狂犬病予防注射を狂犬病予防法の規定に基づき、下表のとおり実施します。生後三ヶ月以上の犬を飼われている方は、全員受けられますようお願いいたします。

尚、料金については、左記のとおり改正されましたので、お知らせ致します。

- 一、登録料 二、一〇〇円
- 二、注射料 一、二五〇円

月日曜	場所	時間	対象区
5月23日 月	松瀬公民館	10:00~10:30	松瀬
	上井野	11:00~11:30	上井野
	三ヶ瀬	14:00~15:00	三ヶ瀬
	大内原	15:30~16:00	大内原
5月24日 火	小松公民館	9:30~10:00	小松
	小園	10:10~10:40	小園
	中山	11:00~11:30	中山
	竹城屋敷	13:30~14:30	竹城屋敷
5月25日 水	中村公民館	9:30~10:10	中村
	平城東集会所	10:30~11:30	平城東, 平城西
	東栄町公民館	13:30~15:30	東栄町, 西栄町
			栄ヶ丘, 宮ヶ原
5月26日 木	五十鈴地区 営農集会所	9:30~10:10	五十鈴
	古川公民館	10:30~11:30	南町1区・2区
	本町	13:30~14:00	南ヶ丘
	下納屋	14:30~16:00	本町, 上納屋, 上納屋 全区, 後向, 尾末 東, 旭町, 中尾
5月27日 金	庵川西公民館	9:30~10:00	庵川西
	庵川東	10:30~11:30	庵川東, 牧山
	加草	13:30~15:30	谷の山
			加草全区

置県100年 県体炬火

県内全市町村をリレー

本年は置県一〇〇年記念事業の一環として、宮崎県民体育大会の開催にあたり、県旗、大会旗並びに主会場となる県総合運動公園陸上競技場に点火される炬火を、県内全市町村をリレーすることに、置県一〇〇年の意義を高めるとともに、宮崎県の躍進と大会の発展を期することを主旨として挙行されます。

門川町の通過は次のとおりになっていますので町民各位の御声援

期日 五月二十四日(火) 十時

中継所

平沼建材・誠心堂(車輪送)

誠心堂・丸善石油店

丸善石油店・二十一世紀

二十一世紀・梶木バス停

(第二中継)

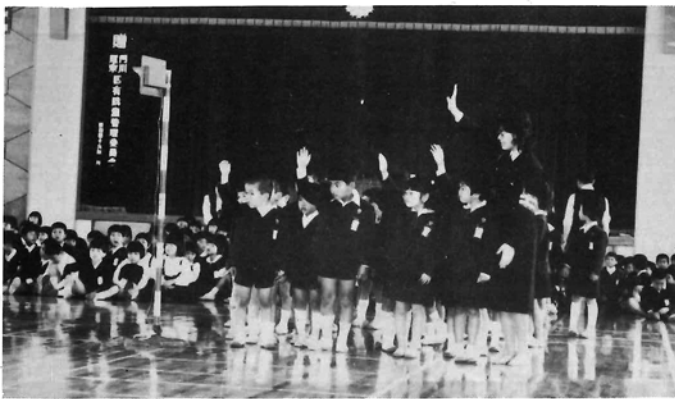
(第三中継)

をお願ひします。

記

春の全国交通安全運動

5月 11日~20日



ハイ!手をあげて正しく渡りましょう

交通安全 人も車も思いやり

ドライバーは安全運転の原点に戻ろう

わが国の自動車保有台数は、二輪車を含めて五千六百万台に上り、世界第二位の保有台数です。

また、運転免許保有者は四千七百万人を超え、運転免許適齢人口の二人に一人は免許保有者となっています。

これらの数字は年々増加しており

保有台数は年間で三百万台、免許保有者は二百万人と確実に増え続け、まさに本格的な車社会、国民皆免許時代を迎えようとしているのです。

一方、交通事故による死者数はここ数年は横ばいで推移していましたが、昭和五十七年は前年に比べ三百五十四人(四・一%)増加し、昭和五十一年以来六年ぶりに九千人を超えました。

これらの事故の特徴を見ると、スピードの出し過ぎにより単独でガードレールなどにぶつかる事故

ハンドルを握ったら必ず守ろう「安全運転五則」

- (一)安全速度を必ず守る
- 車の制限速度はどのようにして決められているのか存じですか。車輻や歩行者の交通量、交差点の間隔、信号などの整備状況、沿道の家屋状況などを考慮し決められています。ですから、制限速度を守ることは安全運転の第一歩です。
- (二)カーブの手前でスピードを落とす
- カーブを制限速度以上のスピードで曲がるのは自殺行為です。カーブの手前では必ずスピードを

や、車同士の正面衝突などの無謀運転や運転技術の未熟さによる事故が多発しているのです。

今年も五月十一日から二十日までの十日間、「春の全国交通安全運動」が実施されます。多発する事故の特徴をふまえて、次の三項目を重点に運動が展開されます。

- ①歩行者および自転車利用者、特に子供と老人の交通事故防止
- ②二輪車の安全利用、特に交差点での安全確認の励行とヘルメット着用の徹底
- ③安全運転の確保、特に安全速度の励行とシートベルト着用の推進

この運動を契機に、ドライバーの皆さんは、もう一度、安全運転の原点に立ち返り、万全の注着を払いましょう。

落としましょう。速度を落とさずカーブにさしかかり、曲がりきれないことに途中で気付いても、もう手遅れです。

(三)交差点では必ず安全を確かめる

交通事故の約六十%は交差点で起っています。

インストップ物語に丸木橋を両端からヤギが渡りはじめ、お互いに譲り合わなかったため二頭とも落ちてしまったという話があります。交差点もいわば道路の丸木橋。ドライバーの方は交差点の手前では必ず安全を確かめ、インストップのヤギにならないようにしましょう。

(四)一時停止で横断歩行者の安全を守る

歩行者の交通事故で一番多いのが横断中の事故です。横断歩道を渡ろうとしている人を見たら、ド



消費生活講座 受講生募集

延岡地方消費生活センターでは毎年、消費者に必要な生活の基礎知識をはじめ、生活設計、商品選択に必要な商品知識を講座を通して修得し、消費者運動を推進する意欲あるリーダーの育成を目的として、消費生活講座を開催しています。

商工水産課まで申し込んでください。
門川町本町一丁目一番地
電話③一四〇内線二九

- (5) 申込み締切
昭和五十八年五月九日
- (6) 日程・テーマ
別表のとおり
- (7) その他
その他、詳しいことは、役場商工水産課までお問合わせください。

- (1) 受講資格
消費者活動に関心のある者。
尚、本講座は五回連続して受講することを原則としています。
- (2) 受講料 無料
- (3) 開催場所
日向会場 日向市中央公民館
- (4) 受講申込み
郵便または電話で、門川町役場

★消費生活講座★

日程及びテーマ(日向地区)

時間 10:00~15:00

日 程	テ マ
5/17	開講式、オリエンテーション、映画健康なくらし(ストレス解消法)
6/24	消費者行政のしくみ 加工食品Ⅰ(お茶のよしあしと見分け方)
7/22	洗剤の知識(最近の洗剤、どう変つてきたか) 加工食品Ⅱ(冷凍食品をおいしく食べるには)
9/22	くらしの経済(上手なお金の貯め方、使い方) 繊維製品について
10/14	くらしの契約(契約書と保証人) 最近の苦情相談、閉講式

昭和五十八年度 中小企業設備 近代化資金申請受付中!!

中小企業者の皆さんが設備の近代化・合理化・及び公害防止に必要な機械設備を購入しようとする場合の資金としてお貸しするものです。

- ◎対象となる企業
製造業 建設業 鉱業 小売業
- サービス業です。
- ◎貸付金は無利子です。
- ◎申請受付期間

昭和五十八年五月二十日まで
※詳しいことは、商工水産課まで
問い合わせください。



- 本年も十二月三十一日現在で工業統計調査が実施されますが、この調査を円滑に行うためにその啓もう普及を目的として、広く一般からの応募を図るために通商産業省からポスターの公募が実施されます。
- ※応募要領は次の通りです。
- 一、応募作品は、製造事業所が工業統計調査に対する理解を深め、その協力が得られる内容のもので、未発表のもの
 - 二、ポスターの規格
ア用紙の大きさ縦五十九センチメートル横四十二センチメートル(日本標準規格A二版)で縦長に使用する。
イ使用する色四色以内(白色は一色と数えない)
ウ図案に入れる文字
「通商産業省」「工業統計調査」「昭和五十八年十二月三十一日」
 - エ写真不使用
 - オ応募するポスターの裏面には「住所・氏名・職業(学生の場合は学校名)」を必ず明記する。
 - 三、応募期日
昭和五十八年五月十日から六月三十日(当日消印有効)まで
 - 四、応募先
・千八八〇
宮崎県橋通東二丁目十番一号
宮崎県企画調整部統計課
・千一〇〇
東京都千代田区霞が関一三二
通商産業大臣官房調査統計部工業統計課
電話 〇三五一〇一五一一
(内線三三九二)
 - ※入選者の発表
入選者は、「統計だより」(十月一日付)で公表する。
(本人には、直接通知する。)
 - ・最優秀賞 一名 賞状及び副賞十万円
・優秀賞 二名 賞状及び副賞三万円
・佳作 五名 記念品
 - ※入選作品の著作権
(一)入選作品の著作権は、通商産業省に帰属する。
(二)応募作品は返還しないものとす。
 - (三)入選したポスターについては印刷等の都合で一部修正することがある。
 - なお、詳しいことは門川町役場企画室統計係「電話三一四〇(内二五)」か県庁統計課「電話〇九八五二四一(内二二二)」にお問合わせ下さい。

告知板

五月三十日は

「消費者の日」

賢い消費者になろう

五月三十日は「消費者の日」です。

昭和四十三年のこの日に、消費者の利益を守るため、「消費者保護基本法」が施行されました。「消費者の日」は、その十周年を記念して昭和五十三年に制定されたもので、今年で六回目。消費者の自覚をさらに高めるとともに、事業者などに消費者保護の精神を一層普及させることを目的としています。

「消費者の日」にちなんで、このところ苦情が増えてきている訪問販売について考えてみましょう。

訪問販売

トラブルに巻き込まれないために
消費者も賢くなろう

訪問販売とは、セールスマンが家庭や職場を訪問して、商品の購入申し込みを受けたり、売買契約を結んだりする販売方法を行います。また、路上などで行われる販売行為も訪問販売とみなされます。

訪問販売は、主として「訪問販売等に関する法律」で、商取引に関するトラブルが起らないよう営業方法などが規制され



ています。一方、消費者を保護するために、一定の条件の下に売買契約の解除などができる制度(クーリング・オフ制度)が特別に認められています。しかし、セールスマンの勧誘方法が誇大・強引であることなどから生じるトラブルは後を絶ちません。

消費者の方は、トラブルに巻

き込まれないために、訪問販売を利用するときは次のような点に注意しましょう。
▽販売業者は氏名・商品の種類などを明示しなければなりません

訪問販売をするとき、販売業者は氏名・商品の種類などを明示しなければなりません。また、契約が成立したときは、契約書

面を交付しなければならぬことになっています。よく読んで契約の内容を確認しましょう。氏名を名乗らなかつたり、契約書を交付しないような業者は要注意です。
▽申し込みは慎重に
本当にその商品が必要かどうかを十分に考えてから、申し込みをするようにしましょう。
▽クーリング・オフ制度が認められています。
訪問販売で契約が成立した後でも、一定の条件の下でなら書面により売買契約の解除などができるクーリング・オフ制度があります。

クーリング・オフ期間とは、冷静になって考える期間のことです。訪問販売の場合は、契約書を渡された日を含めて四日間。この期間内であれば、書類で通知することによって、無条件で契約の解除等ができます。

書面ははがきでも差し支えありませんが、内容証明郵便や配達証明郵便で出すと、より確実です。また、消印が契約の日から四日以内であれば有効です。ただし、代金を全額支払うと、クーリング・オフ期間内であっても契約が解除できませんので注意しましょう。

5月10日~16日

愛鳥週間

鳥との
共存を
めざして

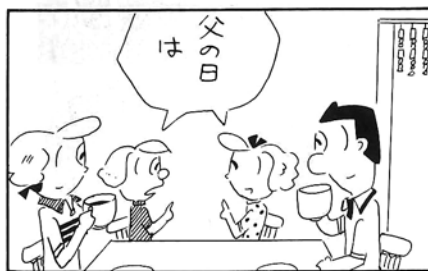


5月5日は こどもの日



さわやか

西村宗君



計量器の「定期検査」が行なわれます (日程)

日	時 間	場 所
5月18日	午後2時30分～午後3時30分	日向農協西門川支所
5月19日	午前 9 時 ～午後 2 時	門 川 町 役 場

すでに、事前調査を行ない、三
四六件の計量器が対象となつてお
ります。

ご承知のとおり、三年ごとの計
量器定期検査で、商売等の取引上
または、証明上に使用する「ハカ
リ」はすべて対象となります。

家庭内の料理用はかりや浴場の
体重計など目安用のはかりは定期
検査を受ける必要はありませんが
時々でも、取引等に使用するはか
りは必ず検査を受けて下さい。

◎定期検査を受検しないハカリ
!!を取り等に使用することは、
計量法違反となります。定期検査
を受検してない、はかりが発規さ
れると、計量法違反として告発さ
れることとなりますのでご注意下
さい。

◎定期検査場に持参出来ない大
型はかりは所在の場所で検査が受
けられます。土地や建物等に固定

してあるため移動出来ないはかり
はその所在場所で検査が受けられ
ます。申請用紙が商工水産課にあ
りますので、それによつて早めに
申請手続をとつて下さい。

この検査は、定期検査以外の日に
検査します検査実費を負担して
いただくことになっていきます。

寄付お礼

21世紀パンコ店・取締役社長
青山秀一殿には、中須四丁目門
川店を開業されまして、門川の皆
様に大変お世話になるので、お礼
返しがしたいとことで、善意の

箱を設置し、皆様のあまり玉を買
上げて、社会福祉事業に寄附され
ることとなりました。

第一回目の開箱を三月二十三日、
関係者立合いのもとに行なわれ、
金参万八千七百九拾六円也の、ご
寄贈をいただきました。

ここにその志を厚くお礼申し上げ
ますと共に、有効に活用させて
いただきます。

門川町社会福祉協議会

ごめい福を祈る

死亡者氏名	年令	住 所
和田 イネ	90	三ヶ瀬
志田 金蔵	78	上井野
米良 一	57	城屋敷
甲斐マツノ	76	五十鈴
新田スズ子	55	南町一区
児玉 チク	105	上 町
河野 博司	57	本 町

寄附お礼

塩崎 徳明	66	東栄町
後藤旦三郎	88	尾末東
児玉 和典	34	中 尾
金丸東海義	39	中 村
曾根田今朝夫	48	庵川東
芳村 タキ	86	平城東
		松寿園

香典返しのかわりに、社会福祉事
業にとご寄附をいただきました。

ここに厚くお礼申し上げますと
共に、故人のご冥福をお祈り申し
上げます。

尚使途につきましては、その主
旨にそいまして、社会福祉事業に
活用させて頂きたいと存じます。

() は故人

拾万円	尾末東	(且三郎)
参万円	三ヶ瀬	和田宝夫殿 (イネ)
参万円	上 町	児玉道治殿 (チク)
貳万円	上井野	志田 貢殿 (金蔵)
壹万円	上納屋二区	河野敏行殿 (万之助)
貳万円	加草一区	請関満義殿 (勝義)
壹万円	南町一区	新田隆屋殿 (スズ子)

締切日(四月十七日迄分)

社会福祉法人

門川町社会福祉協議会